被保険者証等の記号番号は、健保 IPログイン or マイナポータルに て確認可能です。

## 健康保険 破保険者 家族 海外療養費支給申請書 (第1回)

_			記号		00				100 100 100 100 100 100 100 100 100 100		年		月	目				年	∕ \	、月I	日	
		と険者証等 記号番号								平成	<b>ال</b> ا			- [	被保険資格喪気			<b>※</b> ŧ	是出	回数	を記入	
	0)	11.万亩万	番号		00000			負	格取侍日	令和		0	00	0 0	(喪失後の							
	<del>/</del> th	保険者 青求者) 氏名	フリカ゛ナ			ケ	ンポ	タコ	ロウ		·			₹00	0-0000		•	•				
	(言					傾	保	太	郎	Σ,		被保険		1		)市(			- 3			
												住		○○マンション△△号室								
		年月日	昭	利·	平成 〇〇 年 〇〇				月	00			電話	00	) ( 123	34 ) 56	) 5678					
		業所名 び電話										電話 00 ( 4321 ) 8765 GUI 〇〇(										
	L)	₫ 本申請	青書の打	是出る	事業	主へ	委任し	<b>」ます。</b>	(委	を任する	場合	は 🛭 )										
被保険者(請求者)が記入するところ	者の	が被扶養 ときは、 者の氏名										続柄	7	本人	生	:年月日	昭和 平成 令和		年  		月	日
		病又は 傷年月日										急性気管支炎										
	負債	病又は 傷の原因 び経過	淮	<b>事外</b> 出	出張先で発熱したため				:め現	地のク	ニックを	を受	診した 第三者のよるもの			1/1/1			え・はい			
		療を受け 医療機関	名移	<b>f</b>		(		)クリニッ	ク			療を担当 た医師名				$\bigcirc$		C	)			
			所在地   1 - 1 ○ ○ ○ △ △ △							$\triangle$	国名 (アメリカ合衆国									)		
				年						区	<i>⇔</i>	入院の場合左記の入院期間 診療に要した費用の額									,	
		寮の期間 :給期間)	自						<del>3</del> 55.	-	<i>)</i>		/\p/	L V 2 9999 E	J /工 pL v /	/ / \   \						すること
				〇 年		5 月			1	入院	外	自:令	和	年	月	目	日間			ç	220	
			至(		0	5	1 0	1	1	入	院	至:令	和	年 月		日	H H	*				3 )
	診療	寮の内容	5月10日に受診し、診察と投薬を受けた																			
	を受とな	<b>&amp;</b> の給付 受けるこ ができな った理由	海外のため、保険証が使用できず自費診療扱いとなった																			
	振込先指定口座		銀行 金庫信組・農協     金融機関コード       1 2 3 4       支店番号       支店 5 6 7       可全種別     この他()       9 8 7 6 5 4									(渡航理由) 該当枠に☑ してください。 1. ☑ 業務命令による渡航 事業主に確認印をもらう 2. □ 上記以外 パスポート写し添付						※業務命令による 渡航の場合は、 事業主確認印の 押印が必要です。 事業所経由で ご提出ください。				
	,	(フリガナ) 名義人	ケンポ タロウ 健保 太郎																			

□ マイナポータル等で事前登録した公金受取口座を利用します。(利用する場合は☑ 利用しない場合は振込先口座を記入。) ※口座情報の反映には登録から数日を要します。

## 【注意点】

被任

▶ 海外で支払った実費総額の7割が支給されるわけではありません。 治療で10万円要したとしても、同様の治療を日本国内の保険診療で 行った場合に置き換えて算定し、算定額が1万円となった場合には、 1万円に対しての保険給付となります。(例:還付は7,000円) このため、医療費が高額な国で治療を受けた場合、現地で支払った 金額と海外療養費として健保組合から還付される金額の間には大きな 差が生じるケースがありますので、予めご了承下さい。

▶ 療養費は費用支払の翌日から2年を超えると時効により請求ができなくなります。速やかに申請して下さい。

令和 年 月 日提出

受付日付印